

令和7年度 事業計画

I 総論

1 基本理念

公益財団法人大分県環境管理協会は、浄化槽を基盤とした水環境の問題に取り組む事業を通じて、大分県の公共用水域における水環境の維持・改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、もって「持続可能な社会」の構築実現に貢献する。

2 事業運営方針

- (1) 事業運営における透明性の確保とコンプライアンスの徹底を図り、公益財団法人としての社会的責任を果たしていく。また、事業執行にかかる組織体制の強化並びに業務の効率化をいっそう促進し、より強固で安定した財務基盤を構築する。
- (2) 公益事業である浄化槽検査業務については、行政との緊密な連携のもと、台帳整備を着実にしながら、依頼検査物件の計画的な確保並びに法定検査を適正に実施し、受検率の向上を図る。
- (3) 外部依頼にかかる水質検査事業については、BOD分析機器等の効率的運用を図りながら、信頼性確保に努めるとともに、公益事業への負担等を総合的に勘案し、事業の改善を引き続き行っていく。

3 事業計画

大分県の汚水処理人口普及率は、令和5年度末で82.8%となっており、全国平均の93.3%を大きく下回って全国43位の状況にある。

このような中、令和2年度に施行された改正浄化槽法の趣旨を踏まえ、法定協議会を活用して行政、業界との密接な連携による台帳整備の促進、特定既存単独処理浄化槽への対応等により、合併処理浄化槽への転換促進、汚水処理人口普及率向上につなげていく。

また、浄化槽の適正な維持管理を促進する普及啓発活動や浄化槽関係者の技術水準向上のための浄化槽管理士研修会に取り組む。

さらに、検査方法の見直しやDXの推進により業務の効率化に努めることにより、法定検査の受検率向上を図るとともに、県内唯一の指定検査機関としての責任を果たし、来る法人設立50周年が輝かしいものとなるよう健全な経営基盤作りと経営の効率化を推進する。

以上のことを踏まえ、令和7年度の主要事業について次のとおり実施する。

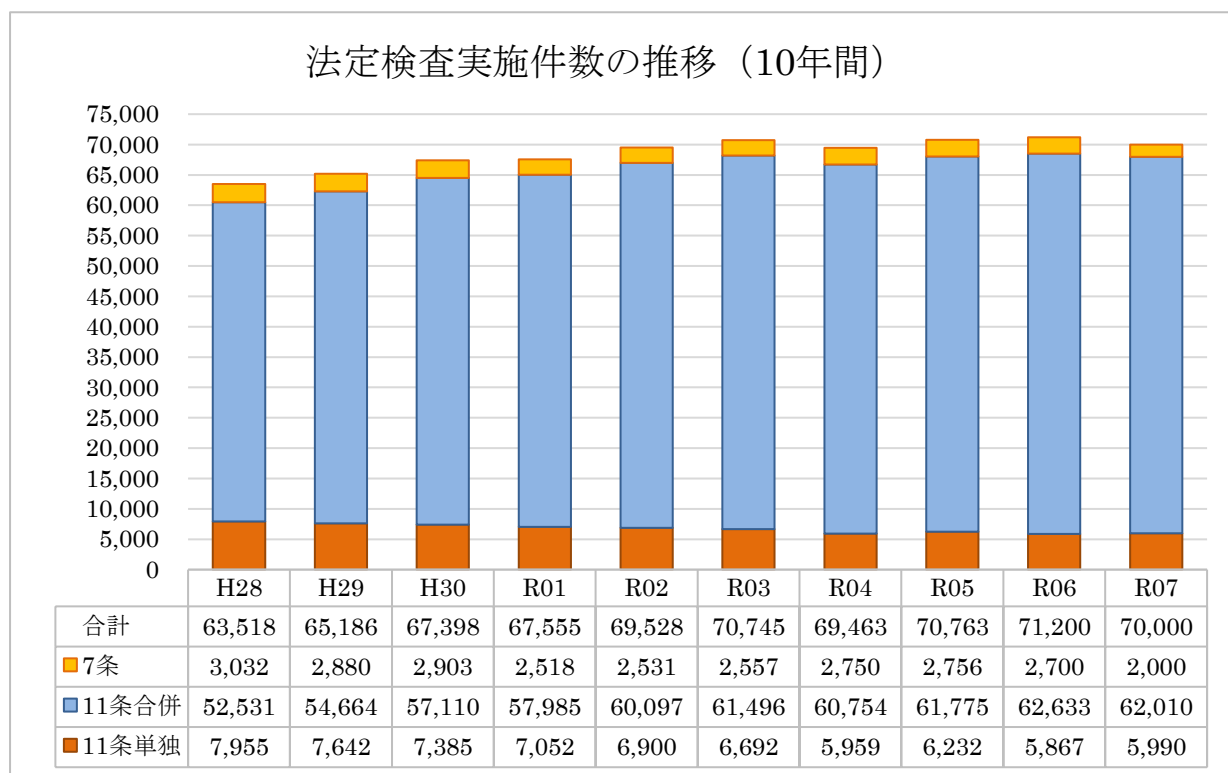
II 令和7年度の主要事業

1 検査受検率の向上について

(1) 法定検査の目標件数

令和7年度目標件数を以下のように設定する。

令和7年度目標件数		
法第7条検査	法第11条検査	合計
2,000件	68,000件	70,000件



※R6年度は当初計画ベース

(2) 受検率向上への取組み

法第11条検査の未受検者対策について、令和7年度も引き続き行政との連携により、浄化槽設置台帳整理と併行して受検率向上に努める。

【参考】令和5年度 法第11条検査内訳（協会内データにつき公表値と異なる）

		検査対象基数 (R03年度末)	検査実施数 (R05年度末)	検査受検率 (R05年度末)
協会事業	合併処理浄化槽	87,056基	61,775基	71.0%
	単独処理浄化槽	65,937基	6,232基	9.5%
	合計	152,993基	68,007基	44.5%

① 大分県浄化槽台帳整備に関する県及び市町村との連携

- ア 浄化槽法改正に伴い、県並びに大分市等と連携し、県設置台帳整備に努める。
- イ 協会検査台帳内の受検情報を県及び市町村に提供し、受検率の向上に取り組む。
- ウ 各管轄行政からの情報提供を基に、協会検査台帳内に残存する廃止・休止等の情報整理を行い、法定協議会を活用しながら県設置台帳と協会検査台帳の整合性を図る。
- エ 使用実態の不明な浄化槽情報を、行政と連携し県設置台帳に反映させる。
- オ 浄化槽管理者の各種変更届について提出を促し、県設置台帳の整備に努める。

② 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組み

補助事業における月次報告の拒否物件並びに過年度未受検者に対し行政連携を図り、受検率の向上に取り組む。

③ 大分市における11条検査受検率向上への取組み

合併処理浄化槽の（補助・補助外）未受検者情報を大分市と共有し、受検率向上対策を図る。

④ 月次拒否対策

月次行政報告後、受検拒否者への速やかな行政指導を要請する。

⑤ 月次不適正報告

月次行政報告後、不適正指導の情報を有効活用し、不適正浄化槽の早期改善に取り組む。

(3) 11条検査の計画的な編成と検査業務の効率化の検討

- ① 年間目標件数達成のため、検査業務を優先し事業を進めていく。また、支所との情報共有に努め、検査員ごとの計画件数を設定し、進捗管理を行う。
- ② 検査実施件数の拡大のため、効率化検査の導入による検査方法の見直し、タブレット端末の活用等業務の効率化について検討する。

(4) 7条検査の適期編成及び前年度実施7条検査から11条検査への移行率向上対策

- ① 総務部と連携し、7条検査の適期実施のための編成に努める。
- ② 7条検査では可能な限り面談検査を行い、次年度11条検査への移行に努める。

(5) 未収金対策

- ① コンビニ・アプリ決済等検査手数料の入金方法の多様化を進め、管理者に対しニーズに合わせた検査手数料の入金方法を勧める。
- ② 前年度の検査手数料の未収物件は、管理者に2年分の手数料の支払い意思を確認した上で検査実施に臨む。
- ③ 弁護士委託業務により過年度の未収金を回収した物件については、総務部と連携し、検査再開の案内を送付し受検を促す。

2 法定検査の信頼性確保に向けた取組みについて

(1) 精度管理規程に基づく研修

- ① 検査結果書の所見について、法定検査ガイドラインとの整合性を確認し整理を進める。
- ② 検査結果の内容において、検査員間に乖離が生じないよう精度管理実施要領に基づいた検査となるよう内部研修会を実行する。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上

- ① 検査業務時の不適合事例について、定期的な研修会を開催する。
- ② 九州地区浄化槽指定検査機関等を活用し、他県とも情報共有を密にしながら技術力の向上、安全作業の推進に努める。

(3) 浄化槽法定検査業務に係る調査・研究

- ① 国の方針を踏まえ、指定検査機関としての特定既存単独処理浄化槽への対応について調査・研究を行う。
- ② 全国検査員研修会及び九州検査員研修会の発表を視野に入れた法定検査業務に係る調査・研究に取り組む

3 行政・業界団体の連携について

令和5年3月に発足した大分県浄化槽維持管理協議会等を活用して、合併処理浄化槽への設置転換促進や法定検査の受検率向上のため、行政・業界団体と積極的に連携して、浄化槽台帳の整備など諸問題の改善に取り組む。

(1) 各種研修会の開催・設置転換事業の推進

- ① 主催者である大分県循環社会推進課との連携を図り、行政担当者研修会に講師を派遣し、行政事務及び検査実施の効率化に努める。
- ② 大分県公園・生活排水課や市町村等との連携を図り、単独処理浄化槽の管理者等に対し、合併処理浄化槽への設置転換を働きかける。

(2) 賛助会員・部会の情報提供

- ① 部会運営委員会を定期的で開催し、台帳整備の進捗、賛助会員の技術力向上、各種業界関係情報の提供並びに協力要請を行い、地域業界との連携を図る。
- ② 部会運営委員会において「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する応援協定」に基づく災害時の対応について協議するとともに、賛助会員に情報提供並びに協力要請を行う。

4 水質検査関係事業について

(1) 水質検査事業について

令和6年度は、感染症に関する施設休業（温泉宿泊施設など）からの再開は、ある程度落ち着いたように見受けられるが、まだ流行前の水準には到達しているとは言えない状況である。また、昨今の物価の上昇に伴う影響のためか、依頼頻度の低下等による件数の減少も認められ、今後も同様の状況が継続すると思われる。公共下水道の整備による減少もあり、取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

以上の状況を踏まえ、令和7年度については、現状の事業の状況を踏まえた上で以下のとおり計画を定め、依頼検査業務の維持および浄化槽に関する調査・研究等を行う事で、水質検査部門としての信頼性の確保を図るものとする。

(2) 検査実施目標について

令和7年度の目標を以下のように設定する。

① 各設定目標について

	令和6年度目標	令和7年度目標
分析依頼件数	6,050件	6,050件
分析依頼収入額	43,000,000円	43,000,000円
法定検査事業（BOD）	71,200件	70,000件

※依頼内容・料金が個々で異なるため、目標件数は実績に基づいた参考数とする。

(3) 依頼検査について

- ① 水濁法関連の規制対象となる浄化槽を把握し、業者への依頼の働きかけを行い依頼件数の確保・維持に努める。
- ② 水濁法規制対象外の浄化槽に対する依頼についても、管理目的等、法規制に特化しない依頼の受け入れ等を行う。

(4) 精度管理について

- ① 測定マニュアルや実務内容の精査を行い、測定精度の向上や、効率の改善に努める。
- ② 職員間による測定の誤差抑制や技術向上のため、係内で内部クロスチェックを行う等、定期的な内部研修等の実施に努める。
- ③ 外部クロスチェックの実施や技能試験に参加し、外部機関との測定値の比較を行う事等により、精度の確保に努める。

(5) 調査・研究業務について

労働安全衛生法に基づく「化学物質のリスクアセスメント」に関する調査・研究を行う。

(6) 測定機器の更新について

耐用年数に到達したものや、業務効率・改善上必要と考えられる測定分析機器について、今後の速やかな更新に向けた計画・実行を行う。

5 総務部関連事業について

(1) 組織体制の整備

事務職員の専門性を高め、業務の質的向上及び効率化を図るため、引き続き事務職員の専任化を推進する。中期的には、事務職員間のジョブローテーションを積極的に行い、仕事の属人化を防ぐことで、総務部の強い基盤構築に取り組む。

(2) 業務分掌の改編

上記取組みの一環として、これまで検査部技術開発課が分掌していた以下の業務を、総務部総務企画課に移管し、組織全体としての効率化を図る。

- ① 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年大分県条例第 36 号）に基づく浄化槽管理士に対する研修会の実施
- ② 浄化槽システムの脱炭素化推進事業に係る申請書受付業務（執行団体である一般社団法人全国浄化槽団体連合会からの受託業務）

(3) 必要な労働力の確保とワークライフバランスへの取り組みについて

将来の事業規模の推移を予測しながら、採用サイトの積極利用、就職フェア等への参加及び大学生を対象とするオープンカンパニーの実施等により、採用計画に基づいたリクルート活動の推進を図り、必要な労働力を確保できるよう努める。またワークライフバランスを重視し、業務の効率化等による時間外労働の削減に取り組み、働きやすい環境作りに努める。

(4) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

- ① 外部機関の行う研修や、講師派遣サービス等を活用し、職員に業務上必要な知識や能力を習得させる。
- ② 安全運転講習や、人権研修等を定期的に行い、職員一人ひとりに社会的規範を遵守させるため、教育を行う。

(5) 職員の健康増進について

職員が自身の能力を最大限に発揮できるよう、健康に働き続けられる職場作りに努める。県の制度である健康経営の認定事業所として、心身の健康に関する啓発を行うとともに、福利厚生面での健康支援等を実施し、職員の健康保持を後押しする。

(6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

浄化槽の信頼性確保のため、本制度の普及および啓発に取り組む。

年 度	登録件数	予算額（税抜） （見込・実績は決算額）
令和 7 年度（当初予算）	902 件※	3,864,800 円
令和 6 年度（見込）	929 件	4,075,400 円
令和 5 年度（実績）	1,062 件	4,481,800 円

※市町村補助金担当課への令和 6 年度受理件数および令和 7 年度予算の聞き取りから推測

(7) 提案活動

汚水処理人口普及率の向上は、本県の良質な水環境を保全していくうえで喫緊の課題であり、行政、業界および協会とで足並みを揃え対応していく必要がある。令和7年度も合併処理浄化槽の整備推進のための支援強化や維持管理費に係る助成制度の創設等について、提案していく。

(8) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

浄化槽は適切な維持管理によって、その性能が担保されることから、設置者が前もってその重要性を認識することは極めて大事なことである。行政が開催する設置者講習会等における講師派遣要請に対しては積極的に協力し、指定検査機関としての知見を活かして浄化槽の正しい知識の普及に努める。

② 環境学習出前授業

汚水処理の仕組みを理解してもらい、子どもたちの浄化槽についての関心を高めるため、小学生等を対象に環境学習の出前授業を行う。令和6年度に事業の進め方や授業内容を再構築し、本事業の基盤を整えたところである。令和7年度は、積極的な宣伝を行い、実施校数を増やす。

③ 浄化槽絵はがきコンテスト等の開催

浄化槽に対する県民の認知度を向上させることを目的に、絵はがきコンテストを実施し、浄化槽に関する作品を募集する。より多くの作品を集めるべく、コンテストの効果的なPRに努める。

④ 関係団体等が行う普及啓発の取組みへの支援

行政や市民団体等が行う浄化槽普及啓発の取組みに対して、人的及び資金的な支援を積極的に行う。

(9) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年2回発行し、賛助会員および関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及を図る。
- ② 協会ホームページについては、閲覧者の照会要求を常に捉え、効果的で時宜を得た情報発信に努める。
- ③ 当協会の認知度を向上させることは今後の協会の事業展開に資するものと考え、市町村報等への情報掲載を要請していくとともに、積極的に新たな広報手段を検討し取り組む。

(10) 7条検査の適期実施に向けた対応

関係機関との連携を密にするとともに各種届出書類の管理の強化を行い、浄化槽法第7条検査を法令に基づいた期間に実施できるよう努める。

(11) 未収金対策

令和6年度は新たに未収金回収業務の弁護士委託を開始し、一定の成果を得られたことから、令和7年度はこの弁護士委託を組み入れた債権管理マニュアルを整備し、効率的かつ効果的な未収金回収業務の実施に努める。

(12) 業務の IT 化等による DX 推進

浄化槽法定検査作業の負担軽減に資するタブレット端末導入を基軸として、協会業務のあらゆる場面において IT 化等による DX 推進を検討し、業務効率化を図る。

(13) 情報セキュリティ対策の強化

浄化槽に関する個人情報を含む、全ての個人情報を保護することの重要性を深く認識し、情報セキュリティ対策の強化および職員へ情報の適切な取り扱いに関する教育を徹底する。

(14) エコアクション 21 の継続

環境経営に関する第三者認証システムである本制度の登録により、環境法令順守等のコンプライアンス管理の徹底を図るとともに、コストの削減等、経営面での効果も狙い、法人としての環境活動を継続していく。